

## 産業廃棄物処分業許可証

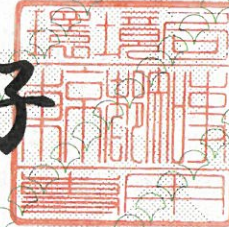
住所 東京都足立区江北五丁目13番5号

氏名 株式会社ナックス  
代表取締役 仲村 幸夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 5月 25日

許可の有効年月日 令和 10年 5月 24日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類（中間処理に係る限定については裏面のとおりに）

破砕：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上7種類）切断：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上7種類）

## 2 事業の用に供する施設（施設の詳細は裏面のとおりに）

施設所在地：(1) 東京都足立区入谷七丁目22番1号  
(2) 東京都足立区入谷九丁目9番9号

## 3 許可の条件

(1) 作業時間は原則として7時から19時までとし、破砕機及び切断機の稼働時間は原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 30年 5月 25日 新規許可  
令和 5年 5月 25日 更新許可 第1回

## 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

複写禁止





(裏面)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：(1) 東京都足立区入谷七丁目2番1号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力(※)	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	-----	1.64t/日	令和3年12月10日	-----	-----
	紙くず					
	金属くず					
切 断	廃プラスチック類	1.53t/日	4.94t/日	令和3年8月10日	-----	-----
	紙くず	-----				
	金属くず	4.94t/日				

※ 混合処理は、電線くずに限る。

施設所在地：(2) 東京都足立区入谷九丁目9番9号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	2.52t/日	1.87t/日	令和3年12月10日	-----	-----
	紙くず	2.16t/日				
	木くず	3.96t/日				
	繊維くず	0.86t/日				
	金属くず	8.14t/日				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	7.20t/日				
破 砕	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	3.19t/日	4.73t/日	令和3年12月10日	-----	-----
	がれき類	4.73t/日				
切 断	廃プラスチック類	36.9t/日	27.4t/日	令和3年12月10日	-----	-----
	紙くず	31.6t/日				
	木くず	58.0t/日				
	繊維くず	12.6t/日				
	金属くず	119t/日				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	105t/日				
がれき類	-----					

(以下余白)